

# 独立行政法人海技教育機構船員教育充実協力会員制度規程

令和8年3月27日

海技教育機構規程第45号

## (目的)

第1条 この規程は、独立行政法人海技教育機構（以下「機構」という。）が行う3級海技士養成に係る乗船実習に関し、質の高い訓練の維持・充実に協力しようとする者による船員教育充実協力会員制度の設置及び運営に関して必要な事項を定めることを目的とする。

2 船員教育充実協力会員（以下「会員」という。）の入会、退会その他必要な事項は本規程の定めるところによる。

## (会員資格)

第2条 会員は、機構が行う3級海技士養成に係る乗船実習に関し、質の高い訓練の維持・充実に協力するために入会した法人とする。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、会員になることができない。

- (1) 第9条の規定により除名された者又は同条第1項第1号から第5号までのいずれかの事由に該当すると認められる者
- (2) 第9条の規定に該当する事由がある場合において、自ら退会した者
- (3) 反社会的勢力との関係がある者又はその疑いがある者
- (4) その他前各号に準じる、会員となるに相応しくない事由のある者

## (入会)

第3条 会員になろうとする者（以下「申込者」という。）は、次の各号に掲げるいずれかの方法により申し込みを行い、理事長の承認を受けなければならない。

(1) 第1号様式に必要な事項を記入の上、機構に提出

(2) 第1号様式に準拠して作成され、機構ホームページに掲載された船員教育充実協力会員申込フォームに必要な事項を入力

2 第1項の規定に基づき理事長の承認を受けた申込者は、次条第2項に定める会費を支払った時に、会員資格を取得するものとする。

3 理事長は、前条第2項各号のいずれかに該当する事由があると認めたときは、申込者の入会を拒否しなければならない。

4 会員は、次条及び第6条に定める船員教育充実協力金の納入によって、会員資格を維持することができる。

## (船員教育充実協力金)

第4条 会費は年会費とし、船員教育充実協力金と称する。

2 船員教育充実協力金は、1口25万円（1口以上）とする。

- 3 前条第1項に基づき理事長の承認を受けた申込者は、第1号様式に記入した口数に係る船員教育充実協力金を機構の指定する期日までに、機構の指定する方法により納入するものとする。
- 4 会費の支払いにおいて振込手数料等が発生する場合、当該費用は原則として会員の負担とする。
- 5 既納の船員教育充実協力金は、原則として返還しない。

(船員教育充実協力金の使途)

第5条 会費は、独立行政法人海技教育機寄附金等受入規程（令和2年規程第9号）第2条1項5号の一般寄附金等として取り扱われるものとする。

- 2 船員教育充実協力金は、機構が行う3級海技士養成に係る乗船実習において使用する燃料、教官等を確保するために使用するものとする。

(入会した年度の翌年度以降の船員教育充実協力金)

第6条 会員は、入会した年度の翌年度以降において、毎年度、当該年度に係る船員教育充実協力金の口数を定め、機構の指定する期日までに第2号様式により理事長に届け出るとともに、当該口数に係る船員教育充実協力金を、機構の指定する期日までに機構の指定する方法により納入するものとする。

(住所、連絡先等の変更)

第7条 会員は、入会申し込みの際に第1号様式に記入又は船員教育充実協力会員申込フォームに入力した事項（入会した年度に係る船員教育充実協力金の口数を除く。）に変更があった場合には、第3号様式により理事長に届け出るものとする。第3号様式により届け出た事項に変更があった場合も同様とする。

(退会)

第8条 会員は、第4号様式を理事長に提出することにより、任意に退会することができる。

(除名)

第9条 理事長は、会員が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、寄附金等管理委員会の審査を経て、除名することができる。

- (1) 本規程その他の機構の規程に違反したとき
- (2) 機構の事業を妨げ又は妨げようとしたとき
- (3) 機構に対し、財産上の不当な利益又は便宜の供与（有形無形を問わない）を求めたとき
- (4) 故意又は過失の有無を問わず、機構の名誉を傷つけ又は信用を失わせる行為その他、船員教育充実協力会員制度の目的に反する行為をしたとき
- (5) その他、会員としてふさわしくない事由が認められたとき

(資格の喪失)

第10条 会員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を失うものとする。

- (1) 退会したとき
- (2) 会員である法人が解散したとき
- (3) 会員について破産手続き、民事再生手続き、会社更生手続き又は特別清算の各申立てがあったとき
- (4) 除名されたとき

(特典)

第11条 会員は、会員資格を取得した日以降、機構の活動に関する情報の提供、会員向け報告その他これらに関連して機構が定める特典を受けることができる。

2 機構は、いかなる会員に対しても、前項に定めるもののほか、他に何らの利益も提供しない。

(協力依頼)

第12条 機構は、教育訓練の質の充実及び実習生の船員になる意欲の向上の観点から、会員に対し、企業研究特別講義その他これに類する取組への協力を依頼することができる。

(免責事項)

第13条 機構は、船員教育充実協力会員制度の適正な運営に努めるが、制度の中断、運営の停止又は廃止等によって会員に損害が生じても機構は免責されるものとする。

(会員情報の取り扱い)

第14条 機構は、会員の名称を当該会員の承諾なく公表しない。

2 前項のほか、会員情報の取り扱いについては、独立行政法人海技教育機構個人情報の保護に関する規程（平成18年規程第6号）その他関係法令等の定めによる。

(庶務)

第15条 船員教育充実協力会員制度に関する庶務は、企画調整部企画課で行う。

(その他)

第16条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

## 船員教育充実協力会員申込書

年 月 日

独立行政法人海技教育機構 理事長 殿

当法人は、独立行政法人海技教育機構（以下「機構」という。）が行う3級海技士養成に係る乗船実習に関し、質の高い訓練の維持・充実に協力するため、船員教育充実協力会員となることを申し込みます。

法人名

.....

住所

〒

.....

連絡先

担当部署及び担当者名

.....

電話番号

..... ( ) .....

FAX番号

..... ( ) .....

E-MAILアドレス

..... @ .....

機構のホームページ等で会員として法人名を公表してよいか

公表してよい  公表不可 (いずれかに☑を入れてください)

会員向け報告等を受けることを希望するか

希望する  希望しない (いずれかに☑を入れてください)

企業研究特別講義等へ協力いただけるか

協力する  協力しない (いずれかに☑を入れてください)

入会する年度に係る船員教育充実協力金の口数

(1口当たり25万円)

※本書類に記載された個人情報等の内容については、船員教育充実協力金の納入及び会員情報管理並びにそれらに付随する目的にのみ利用させていただきます。他の目的での利用はございません。

**【連絡先】**

独立行政法人海技教育機構 企画調整部 企画課  
〒231-0003 横浜市中区北中通 5-57 横浜第2合同庁舎 20F  
TEL 045-211-7316 FAX 045-211-7317  
E-Mail kikaku-honbu@jmets.ac.jp

## ○船員教育充実協力会員制度の関連規程(抄)

○独立行政法人海技教育機構寄附金等受入規程(令和2年1月24日海技教育機構規程第9号)(抄)

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人海技教育機構(以下「機構」という。)<sup>ハ</sup>の寄附の受入れの基準等に関する必要な事項を定め、機構における寄附の適正な運用を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次のとおりとする。

(1) 寄附金 機構の業務の奨励を目的として寄附される現金及び有価証券をいう。

(2) (略)

(3) 寄附金等 機構の業務の奨励を目的として寄附される寄附金及び物品、土地、建物等の資産をいう。

(4) (略)

(5) 一般寄附金等 寄附金等のうち、寄附の申し込みにあたり、寄附者があらかじめ使途を特定せず、使用に当たり機構が使途を特定するものをいう。

(6)・(7) (略)

2 独立行政法人海技教育機構賛助会員制度規程(平成30年規程第25号。以下「賛助会員制度規程」という。)第4条第1項に規定する賛助会費(以下「賛助会費」という。)及び独立行政法人海技教育機構船員教育充実協力会員制度規程(令和8年規程第45号。以下「船員教育充実協力会員制度規程」という。)第4条第2項に規定する船員教育充実協力金(以下「船員教育充実協力金」という。)は、前項第5号の一般寄附金とする。

3 (略)

(受入基準)

第3条 機構は、次の各号の全てに適合していると認めるときは、その寄附金等を受け入れることができる。

(1) 寄附金等が独立行政法人海技教育機構法(平成11年法律第214号)第11条に規定する業務のいずれかに資するものであること。

(2) 寄附金等の受入れにおいて、次に掲げる条件等が付されていないこと。  
ア 寄附金により取得した財産を無償で寄附者に譲渡又は使用させること。  
イ 寄附者に寄附金等の対価として何らかの利益又は便宜を供与すること。  
ウ 寄附者が寄附金等の使用について、会計の検査(これに類するものを含む。)を行うこと。

エ 寄附後に寄附者が寄附の全部又は一部を取り消すことができること。

(3) 寄附金等を受け入れることにより、機構の業務又は財政に特段の負担又は支障がないと認められること。

(4) 寄附金等が反社会的勢力との関係がある者又はその疑いがある者からの寄附でないこと。

(寄附等管理委員会の設置)

第4条 機構に、次に掲げる事項の審査を行うため、寄附等管理委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(1) 寄附金等の使途の特定及び変更に関すること。

(2) 募集特定寄附金等の募集に関すること。

(3) 賛助会員制度規程に定める賛助会員又は船員教育充実協力会員制度規程に定める船員教育充実協力会員の除名に関すること。

(4) (略)

(5) 前各号に掲げるもののほか、委員長が必要と認める事項に関すること。

(寄附の申し込み)

第8条 (略)

2 賛助会費、船員教育充実協力金及び練習船教育支援募金の手続きに関しては、賛助会費にあっては賛助会員制度規程に、船員教育充実協力金にあっては船員教育充実協力会員制度規程に、練習船教育支援募金にあっては練習船教育支援募金実施要領に定める。

(受領書等の発行)

第10条 寄附金等を受納したときは、寄附者に受領書を発行しなければならない。

2 (略)

3 理事長が必要と認める場合は、寄附者に対して感謝状を発行することができる。

4 (略)

(寄附金等の公表)

第14条 機構が受納した寄附金等について、寄附金総額及びその使用実績等を機構のホームページへの掲載その他の方法により公表するものとする。

(寄附者に対する特別扱い等の禁止)

第15条 機構が、現に寄附の申し込みを受け又は過去に寄附を受けたことがある者との間で売買、請負等の取引契約を行う場合、理事長及び契約当事者は会計規程を遵守し、その者に対して他の業者とは異なる特別の便宜を与えたり、取引に当たって有利な条件を設定したりしてはならない。

○独立行政法人海技教育機構船員教育充実協力会員制度規程(令和8年3月27日海技教育機構規程第45号)

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人海技教育機構(以下「機構」という。)が行う3級海技士養成に係る乗船実習に関し、質の高い訓練の維持・充実に協力しようとする者による船員教育充実協力会員制度の設置及び運営に関して必要な事項を定めることを目的とする。

2 船員教育充実協力会員(以下「会員」という。)の入会、退会その他必要な事項は本規程の定めるところによる。

(会員資格)

第2条 会員は、機構が行う3級海技士養成に係る乗船実習に関し、質の高い訓練の維持・充実に協力するために入会した法人とする。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、会員になることができない。

(1) 第9条の規定により除名された者又は同条第1項第1号から第5号までのいずれかの事由に該当すると認められる者

(2) 第9条の規定に該当する事由がある場合において、自ら退会した者

(3) 反社会的勢力との関係がある者又はその疑いがある者

(4) その他前各号に準じる会員となるに相応しくない事由のある者

(入会)

第3条 会員になろうとする者(以下「申込者」という。)は、次の各号に掲げるいずれかの方法により申し込みを行い、理事長の承認を受けなければならない。

(1) 第1号様式に必要事項を記入の上、機構に提出

(2) 第1号様式に準拠して作成され、機構ホームページに掲載された船員教育充実協力会員申込フォームに必要事項を入力

2 第1項の規定に基づき理事長の承認を受けた申込者は、次条第2項に定める会費を支払った時に、会員資格を取得するものとする。

3 理事長は、前条第2項各号のいずれかに該当する事由があると認めるときは、申込者の入会を拒否しなければならない。

4 会員は、次条及び第6条に定める船員教育充実協力金の納入によって、会員資格を維持することができる。

(船員教育充実協力金)

第4条 会費は年会費とし、船員教育充実協力金と称する。

2 船員教育充実協力金は、1口25万円(1口以上)とする。

3 前条第1項に基づき理事長の承認を受けた申込者は、第1号様式に記入した口数に係る船員教育充実協力金を機構の指定する期日までに、機構の指定する方法により納入するものとする。

4 会費の支払いにおいて振込手数料等が発生する場合、当該費用は原則として会員の負担とする。

5 既納の船員教育充実協力金は、原則として返還しない。

(船員教育充実協力金の使途)

第5条 会費は、独立行政法人海技教育機構寄附金等受入規程(令和2年規程第9号)第2条第1項5号の一般寄附金等として取り扱われるものとする。

2 船員教育充実協力金は、機構が行う3級海技士養成に係る乗船実習において使用する燃料、教官等を確保するために使用するものとする。

(入会した年度の翌年度以降の船員教育充実協力金)

第6条 会員は、入会した年度の翌年度以降において、毎年度、当該年度に係る船員教育充実協力金の口数を定め、機構の指定する期日までに第2号様式により理事長に届け出るとともに、当該口数に係る船員教育充実協力金を、機構の指定する期日までに機構の指定する方法により納入するものとする。

(住所、連絡先等の変更)

第7条 会員は、入会申し込みの際に第1号様式に記入又は船員教育充実協力会員申込フォームに入力した事項(入会した年度に係る船員教育充実協力金の口数を除く。)に変更があった場合には、第3号様式により理事長に届け出るとともに、第3号様式により届け出た事項に変更があった場合も同様とする。

(退会)

第8条 会員は、第4号様式を理事長に提出することにより、任意に退会することができる。

(除名)

第9条 理事長は、会員が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、寄附金等管理委員会の審査を経て、除名することができる。

(1) 本規程その他の機構の規程に違反したとき

(2) 機構の事業を妨げ又は妨げようとしたとき

(3) 機構に対し、財産上の不当な利益又は便宜の供与(有形無形を問わない)を求めたとき

(4) 故意又は過失の有無を問わず、機構の名譽を傷つけ又は信用を失わせる行為その他、船員教育充実協力会員制度の目的に反する行為をしたとき

(5) その他、会員としてふさわしくない事由が認められたとき

(資格の喪失)

第10条 会員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を失うものとする。

(1) 退会したとき

(2) 会員である法人が解散したとき

(3) 会員について破産手続き、民事再生手続き、会社更生手続き又は特別清算の各申立てがあったとき

(4) 除名されたとき

(特典)

第11条 会員は、会員資格を取得した日以降、会員向け報告その他これらに関連して機構が定める特典を受けることができる。

2 機構は、いかなる会員に対しても、前項に定めるもののほか、他に何らの利益も提供しない。

(協力依頼)

第12条 機構は、教育訓練の質の充実及び実習生の船員になる意欲の向上の観点から、会員に対し、企業研究特別講義その他これに類する取組への協力を依頼することができる。

(免責事項)

第13条 機構は、船員教育充実協力会員制度の適正な運営に努めるが、制度の中断、運営の停止又は廃止等によって会員に損害が生じても機構は免責されるものとする。

(会員情報の取り扱い)

第14条 機構は、会員の名称を当該会員の承諾なく公表しない。

2 前項のほか、会員情報の取り扱いについては、独立行政法人海技教育機構個人情報保護に関する規程(平成18年規程第6号)その他関係法令等の定めによる。

(庶務)

第15条 船員教育充実協力会員制度に関する庶務は、企画調整部企画課で行う。(その他)

第16条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

## 今年度に係る船員教育充実協力金の□数届

年 月 日

独立行政法人海技教育機構理事長 殿

法人名

住所

〒

連絡先

担当部署及び担当者名

電話番号

FAX番号

E-MAILアドレス

( )

( )

@

当法人の今年度に係る船員教育充実協力金の□数（1□当たり25万円）について、下記のとおり届け出ます。

記

□

※本書類に記載された個人情報等の内容については、船員教育充実協力金の納入及び会員情報管理並びにそれらに付随する目的にのみ利用させていただきます。他の目的での利用はございません。

**【連絡先】**

独立行政法人海技教育機構 企画調整部 企画課  
〒231-0003 横浜市中区北中通5-57 横浜第2合同庁舎20F  
TEL 045-211-7316 FAX 045-211-7317  
E-Mail kikaku-honbu@jmets.ac.jp

## 住所、連絡先等の変更届

年 月 日

独立行政法人海技教育機構理事長 殿

法人名 .....

船員教育充実協力会員として登録している事項の一部に変更がありましたので、下記のとおり届け出ます。

### 記

変更があった事項は、次の表に記載のとおりです。

（表の変更前欄と変更後欄が空欄となっている事項は、変更ありません。）

事 項	変更前	変更後
法 人 名		
住 所		
連 絡 先	担当部署及び担当者名	
	電 話 番 号	
	F A X 番 号	
	E-mail アドレス	
機構ホームページ等で 会員として法人名を公表してよいか		
会員向け報告等を受けることを希望するか		
企業研究特別講義等へ 協力いただけるか		

※本書類に記載された個人情報等の内容については、船員教育充実協力金の納入及び会員情報管理並びにそれらに付随する目的にのみ利用させていただきます。他の目的での利用はございません。

#### 【連絡先】

独立行政法人海技教育機構 企画調整部 企画課  
〒231-0003 横浜市中区北中通 5-57 横浜第2 合同庁舎 20F  
TEL 045-211-7316 FAX 045-211-7317  
E-Mail kikaku-honbu@jmets.ac.jp

## 船員教育充実協力会員退会届

年 月 日

独立行政法人海技教育機構理事長 殿

独立行政法人海技教育機構船員教育充実協力会員を退会します。

法人名

住所

〒

連絡先

担当部署及び担当者名

電話番号

FAX番号

E-MAILアドレス

※本書類に記載された個人情報等の内容については、賛助会費の納入及び会員情報管理並びにそれらに付随する目的にのみ利用させていただきます。他の目的での利用はございません。

**【連絡先】**

独立行政法人海技教育機構 企画調整部 企画課  
〒231-0003 横浜市中区北中通 5-57 横浜第2合同庁舎 20F  
TEL 045-211-7316 FAX 045-211-7317  
E-Mail kikaku-honbu@jmet.ac.jp